「野村 SMA (エグゼクティブ・ラップ) 投資一任契約書」新旧対照表

2019 年 12 月 16 日改定 (下線部変更)

新	旧
第 11 条(定時定額払戻)	第 11 条(定時定額払戻)
1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める手続により、運用資	1. お客様は、運用開始日以降、当社の定める <u>書面を提出すること</u>
産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いするサービス(以	により、運用資産を定期的に一部換金し、お客様にお支払いす
下、「定時定額払戻」といいます)の設定、変更または解除を行	るサービス(以下、「定時定額払戻」といいます)の設定、変更
うことができます。但し、提案書の内容によっては、定時定額	または解除を行うことができます。但し、提案書の内容によっ
払戻の設定、変更または解除を行うことができない場合があり	ては、定時定額払戻の設定、変更または解除を行うことができ
ます。	ない場合があります。
2.~7. (省略)	2.~7. (省略)

以上